

群馬県内市町村におけるパートナーシップ宣誓制度の宣誓者の皆様へ

市町村でパートナーシップの宣誓を行った方は、「ぐんまパートナーシップ宣誓受領カード」を簡単にお申し込みいただけます。

※ぐんまパートナーシップ宣誓制度については、県 HP (<https://www.pref.gunma.jp/page/4108.html>) をご確認ください。

【ぐんまパートナーシップ宣誓受領カードでできること】

- 県営住宅及び県内 25 市町村の公営住宅に、家族と同様に入居申込ができます。
- 県内 5 3 医療機関及び茨城県・栃木県の一部医療機関において、面会などで家族同様のサービスを受けることができます。
- ※サービス内容は、県 HP (<https://www.pref.gunma.jp/uploaded/attachment/625416.pdf>) をご確認ください。

1. 申し込み方法

- (1) ぐんま電子申請受付システムから申し込み

⇒https://s-kantan.jp/pref-gunma-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=11030



※2 で示す必要書類を電子ファイル (PDF) 化して添付する必要があります。

- (2) 郵送による申し込み

⇒〒371-8570 群馬県前橋市大手町 1-1-1 生活こども課人権同和係あて郵送。

※2 で示す必要書類をコピーして添付する必要があります。

※郵送の際には、確実に書類が届く方法 (簡易書留等) で郵送してください。

事故防止のため、普通郵便による郵送は受付できません。

- (3) 来庁による申し込み

⇒群馬県庁 12 階生活こども課にて申込。

※受領カードの準備等があるため事前予約が必要です。生活こども課 (Tel027-226-2906) までご連絡ください。

2. 申込必要書類

- (1) 市町でパートナーシップ宣誓を行った際、交付された書類及びカードの写し

※宣誓者お二人の住所、氏名、生年月日、市町村での宣誓日を確認するために必要です。

※県に申し込んだ際、市町村での宣誓時 (または変更申請時) と同じ住所であることが必要です。

- (2) 本人確認書類

⇒運転免許証や顔写真のある身分証明書等

- (3) ぐんまパートナーシップ宣誓受領カード交付申請書 ※郵送の場合のみ必要

⇒本案内書の裏面の必要事項に記載の上、(1) 及び (2) と共に同封してください。

3. 交付方法

- (1) 電子及び郵送による申請の場合

交付申請受付後、概ね 2 週間以内に県から簡易書留で申請者あてカードを郵送します。

なお、カード記載事項は職員が代筆します。

- (2) 直接来庁して申請する場合

即日交付されます。なお、カード記載事項については自筆していただきます。

※(1) (2) とともに、記載される日付は市町での宣誓日となります。

4. 問い合わせ先

群馬県生活こども課人権同和係 Tel:027-226-2906 E-mail:seikatsuka@pref.gunma.lg.jp

ぐんまパートナーシップ宣誓受領カード交付申請書

年 月 日

「ぐんまパートナーシップ宣誓制度」に基づく受領カードについて、以下のとおり申し込めます。

1. 申請者情報

(1) 交付申請者

①氏名： (通称：)

②住所：

③生年月日：

④電話番号： ※日中連絡可能な番号

⑤メールアドレス： ※アドレスがある場合

(2) パートナー

①氏名： (通称：)

②住所：

③生年月日：

※通称は使用希望がある場合のみ記載してください。

2. ぐんま結婚応援パスポート（コンパス）交付希望の有無

ぐんま結婚応援パスポートの交付を希望します。

ぐんま結婚応援パスポートの交付を希望しません。

※市町での宣誓時に交付されている場合は、「希望しない」にチェックしてください。

【ぐんま結婚応援パスポート】

ぐんま結婚応援パスポート（通称：コンパス）は、新婚やこれから結婚を予定しているカップル（ぐんまパートナーシップ宣誓者含む）に無料配付されるカードです。

協賛店舗で提示すると、店舗のご厚意により割引やプレゼントなど、さまざまな特典サービスを受けられます。

詳しくは公式サイト (<https://smilelife.pref.gunma.jp/encounter/konpass/about/>) をご覧ください。